

00190

鳥取縣公報

告 示

昭和二十四年四月五日 火曜日

本書ノ大キタノ既定規格 A5等

儀項に該當する者でない旨の確認を求むべき期日を次のように指定する。

昭和二十四年四月五日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一、昭和二十四年五月四日より
同年同月十四日まで

◆鳥取縣告示第百六十一号

昭和二十二年閣令、内務省令第一号第八條の規定により
西伯郡大高村長並に議會議員候補者につき覺書に掲げる
條項に該當する者でない旨の確認を求むべき期日を次の
通り指定する。

昭和二十四年四月五日

記

昭和二十四年四月五日から
同年同月八日まで

◆鳥取縣告示第百六十一号

昭和二十二年閣令内務省令第一号第八條第一項の規定に
より鳥取市長並に議會議員の候補者につき覺書に掲げる

條項に該當する者でない旨の確認を求むべき期日を次のように
指定する。

昭和二十四年四月五日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

昭和二十二年閣令内務省令第一号第八條第一項の規定に
より鳥取市長並に議會議員の候補者につき覺書に掲げる

條項に該當する者でない旨の確認を求むべき期日を次のように
指定する。

昭和二十四年四月五日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

00193

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一、國民健康保險を行う村 二、條例制定の認可年月日

東伯郡大誠村

昭和二十四年三月十六日

同 下北條村

同

古希庄村

同

昭和二十四年四月五日印制

鳥取縣公報

(昭和四年四月十五日)

發

行

鳥

取

縣

鳥

取

市

東

町

取

縣

印

制

所

印

鳥

取

縣

鳥

取

市

東

町

取

縣

印

制

所